

伊那市乳児おむつ用品購入券支給事業実施要綱を次のように定めます。

令和3年3月 日

伊那市長 白 鳥 孝

(目的)

第1条 この告示は、子育てに必要なおむつ用品を購入することについて、その一部を助成する伊那市乳児おむつ用品購入券支給事業（以下「事業」という。）を実施することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、市民誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境を整備し、少子化対策及び子育て生活支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児 本市の住民基本台帳に記載されている満1歳までの者をいう。
- (2) 保護者 本市の住民基本台帳に記載されている親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に児童を監護するものをいう。
- (3) おむつ用品 紙おむつ、布おむつ、おむつカバー、おむつライナー及びお尻ふきをいう。

(支給の対象及び実施)

第3条 事業による支給（以下「支給」という。）の対象は、令和3年4月2日以降に出生した乳児（以下「支給対象児」という。）とし、その保護者に対して支給を実施する。

(事業の対象期間)

第4条 支給を受けることができる期間は、支給対象児の出生日の属する月の翌月から当該支給対象児の1回目の誕生日の属する月の末日までとする。

(支給額)

第5条 支給額は、支給対象児1人につき24,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、支給対象児が他市区町村から本市に転入した場合には、支給対象児が本市に住民登録をした日の属する月から当該支給対象児の1回目の誕生日の属する月までの月数に2,000円を乗じて得た額分を助成する。

(支給の申請)

第6条 支給対象児の保護者が支給を受けようとするときは、伊那市乳児おむつ用品購入券支給申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請（以下「支給申請」という。）は、当該支給対象児の出生日の属する月から6月後の月の末日まで（当該支給対象児が他市区町村から転入した場合には、当該支給対象児が本市に住民登録をした日の属する月から6月後の月の末日又は当該支給対象児の誕生日から1回目の誕生日の前2日のいずれか早い日まで）に行わなければならない。

（助成の決定）

第7条 市長は、前条の規定による支給の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支給の決定をするものとする。

2 前項の規定により支給を決定したときは、支給の申請をした支給対象児の保護者に第5条の規定による支給額に応じた伊那市おむつ用品購入券（様式第2号。以下「おむつ用品購入券」という。）を交付するとともに、当該交付に係る支給対象児を伊那市乳児おむつ用品購入券支給台帳に登録するものとする。

3 市長は、支給をしないときは、支給の申請をした支給対象児の保護者に伊那市乳児おむつ用品購入券支給却下決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（おむつ用品購入券）

第8条 おむつ用品購入券の1枚当たりの額面は、1,000円とする。

2 おむつ用品購入券の交付を受けた支給対象児の保護者（以下「受給者」という。）は、第4条に規定する事業の利用期間内に市が指定する店舗（以下「指定店」という。）において、おむつ用品購入券と引き換えにおむつ用品を購入することができる。

3 前項の場合において、購入しようとするおむつ用品の額がおむつ用品購入券の額面を超えたときの差額については、受給者において負担するものとし、又はおむつ用品購入券の額面を下回ったときの差額の払い戻しはしないものとする。

4 おむつ用品購入券は、受給者が紛失し、若しくは汚損し、又は盗難された場合であっても、再交付しないものとする。

5 受給者は、おむつ用品購入券を他人に譲渡してはならない。

（変更の届出）

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに伊那市乳児おむつ用品購入券受給者氏名等変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。この場合において、第3号から第5号までのいずれかに該当したことにより届け出るときは、交付を受けたおむつ用品購入券の未使用分を添えて届け出なければならない。

(1) 受給者又は支給対象児の氏名に変更があったとき。

(2) 受給者又は支給対象児が市内に転居したとき。

(3) 受給者又は支給対象児が市外に転出したとき。

(4) 支給対象児が死亡したとき。

(5) 支給対象児についてこの事業以外の他の制度によりおむつ用品の支給を受けられることとなったとき。

(支給決定の取消し)

第10条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に係るおむつ用品購入券の支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、おむつ用品購入券の支給を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく、前条第3号から第5号までに係る届出を怠ったとき。
- (3) その他おむつ用品購入券の支給に関する市長の指示事項を遵守しないとき。

2 市長は、前項の規定により受給者に係るおむつ用品購入の支給の決定を取り消したときは、速やかにその者に対し伊那市乳児おむつ用品購入券支給決定取消通知書(様式第5号)によりその旨を通知するとともに、交付したおむつ用品購入券の未使用分を返還させるものとする。

3 市長は、第1項の規定により受給者に係るおむつ用品購入券の支給の決定を取り消す場合において、必要と認めるときは、当該受給者が既に使用したおむつ用品購入券の額面に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(おむつ用品等料金の請求)

第11条 指定店は、翌月10日までに引き換えたおむつ用品購入券及び販売記録等を添えて、当月分のおむつ用品代金を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(適応除外)

第12条 この告示の規定は、過疎地域集落整備事業(昭和52年度から昭和58年度までの間に伊那市高遠町芝平地区又は荊口地区において実施されたものに限る)による集落移転の対象となった区域に住所又は居所を有する者については、適用しない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）伊那市長

住所  
申請者 氏名  
電話番号

伊那市乳児おむつ用品購入券支給申請書

おむつ用品給付券の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

おむつ用品購入券支給の対象となる乳児	住 所	
	氏 名	
	出生日	年 月 日生
	申請者との続柄	
※伊那市への転入届の届出日	乳 児	年 月 日
	申請者	年 月 日

（添付書類）

保護者が、未成年後見人の場合は、未成年後見人であることがわかる書類を添付してください。

表

支給対象児氏名

◆乳児おむつ用品購入券◆

**1,000円券**



発行年月  
有効期限

伊那市長

裏

**【注意事項】**

1. 本券は、指定店以外では利用できません。
2. 本券は、現金と引き換えることはできません。  
お釣りはできません。
3. 支給対象児が伊那市外へ転出した時は利用できません。

**【問合せ】**

伊那市健康推進課  
78-4111（内2333）

販売店

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

伊那市長

印

伊那市乳児おむつ用品購入券支給却下通知書

年 月 日付けで申請のありました伊那市乳児おむつ用品購入券給付の支給については、次の理由により支給しないことと決定しましたので、通知します。

理由

様式第4号（第9条関係）

伊那市乳児おむつ用品購入券受給者氏名等変更届出書

年 月 日

（宛先）伊那市長

住所  
届出者（受給者）氏名  
電話番号

次のとおり変更等があったので届け出ます。

- 1 おむつ用品購入券の支給対象者となっている乳児  
住所  
氏名 年 月 日生  
受給者との続柄
  
- 2 届け出事項
  - (1) 受給者又は支給対象児の氏名の変更  
・変更後の氏名⇒
  - (2) 受給者又は受給対象児の市内転居  
・変更後の住所⇒
  - (3) 受給者又は支給対象児の市外転出
  - (4) 支給対象児の死亡
  - (5) 他の制度によりおむつ用品の支給を受けることになった
  
- 3 届出事項が生じた年月日  
年 月 日

（備考）

2の(3)から(5)までのいずれかに該当したときは、支給を受けたおむつ用品購入券の未使用分をこの届出書に添えて返戻してください。

様式第5号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

伊那市長 印

### 伊那市乳児おむつ用品購入券支給決定取消通知書

次のとおりおむつ用品購入券の支給を取消しましたので通知します。  
なお、支給したおむつ用品購入券の未使用分を速やかに返戻してください。

1 取消日

年 月 日

2 取消理由



